

肥料価格高騰対策事業について

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇等により、肥料の卸売価格が急騰したため、農業経営に影響を受けた、農業者グループの皆様を支援するための制度について、農林水産省農産局技術普及課よりご寄稿いただきましたので、ご紹介します。

農林水産省農産局技術普及課
課長補佐

石原 孝司



1 はじめに

化学肥料の主要な原料である尿素、りん安（りん酸アンモニウム）、塩化加里（塩化カリウム）は、ほぼ全てを海外からの輸入に依存しているところ、穀物需要の増加や原油・天然ガスなどエネルギー価格の上昇等に伴い、輸入価格が高い水準で推移していることから、肥料の卸売価格が大幅に上昇しました。急激な価格上昇は農業経営に大きな影響を及ぼすため、農林水産省においては肥料価格高騰対策事業（予算額：約788億円）を令和4年7月に措置しましたので、その概要について御紹介します。

2 肥料価格高騰対策事業について

本事業は、化学肥料の使用量の低減に取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めることを目的としています。

支援の対象者は、化学肥料の使用量の低減に向けて取り組む5戸以上の販売農家のグループとしています。5戸以上が集まって団体を組織することも可能ですが、多くは農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。

対象となる肥料は、令和4年6月から令和5年5月までの対象期間に注文・購入する肥料であって、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく肥料

となります。

支援金の額の算定方法は、図1の計算式から算定することとしています。「当年の肥料費」は、農業者が肥料を購入した際の領収書又は請求書を用います。「価格上昇率」は、令和4年秋肥、令和5年春肥、年1回のそれぞれ1年前の価格からの上昇率（計3つ）を農産局長が定めることとしており、令和4年秋肥の価格上昇率は「1.4」に決定しました。

○図1

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費} \times \text{価格上昇率} \times \text{使用量低減率}}{\text{統計データを基に決定}} \times 0.9 \right) \right] \times 0.7$$

申請に必要な書類は、対象期間に注文したものであることが分かる注文票に加え、購入したことが分かるものとして領収書又は請求書、そして、化学肥料の低減に向けてどのような取組を行うのか、農業者ごとに「化学肥料低減計画書」（チェックシート）を提出いただきます。

チェックシートでは、表1に掲げる15の取組メニューのうち、令和4年度又は令和5年度に2つ以上に取り組むこととしています。その際、前年までに既に2つ以上の取組を行っていて、これを継続する場合には、1つ以上の取組メニューに新たに取組み、又は前年までに行っている取組のいずれか1つ以上を強化・拡大するものとしています。



○表1

取組メニュー	
ア	土壌診断による施肥設計
イ	生育診断による施肥設計
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入
エ	堆肥の利用
オ	汚泥肥料の利用（下水汚泥等）
カ	食品残渣など国内資源の利用（エ、オ以外）
キ	有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用
ク	緑肥作物の利用
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用
サ	可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む）
シ	局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用
セ	化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（アからスまでに係るものを除く。）
ソ	地域特認技術の利用

本事業は、都道府県等により構成される協議会が事業実施主体となって、農業者グループへ支援金を交付する仕組みとしています。申請時期や提出書類等は協議会ごとに異なりますので、詳細は農林水産省ホームページに掲載している各都道府県協議会のホームページ等からご確認ください。（https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/220729.html）

3 おわりに

化学肥料は、作物の収量を高めるため農業現場で多用されてきた一方で、農地への有機物の投入減少による地力の低下や、過剰施用による環境中への流出などが問題となっています。また、持続的な生産基盤の構築に向け

ては、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の節減に向けた取組が必要です。

肥料価格高騰対策事業では、農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向けて農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」における2030年目標の化学肥料使用量の20%低減にも資するように、化学肥料の使用量の低減に取り組む農業者を支援の対象者としています。農業者や地域においては、これまでも化学肥料の低減に向けて取り組まれてきたと思いますが、今般の世界情勢や本事業の活用を機に、さらに肥料コスト低減を進め、国際的な原料価格の上昇に強く、環境にも優しい持続的な農業への転換を進めていただくようお願いします。